

「戦争する国家」への大転換 改憲への道を大きく開く「安保3文書」

自治労連憲法闘争本部事務局

2022年12月16日、岸田内閣は、「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」、「防衛力整備計画」の「安全保障3文書（以下、安保3文書）」を閣議決定しました。閣議決定された「安保3文書」は、「戦後の我が国の安全保障政策を実践面から大きく転換するものである」と述べ、敵基地攻撃能力（反撃能力）を保有することを明確にする「戦争する国家」への大転換です。戦後、日本の出発点である平和主義を投げ捨て、改憲への道を開く極めて重大な方針転換であり、絶対に許されません。

1. 憲法と立憲主義、民主主義の破壊

歴代政権は、敵基地攻撃（反撃能力）について、「平生から他国を攻撃するような、攻撃的な脅威を与えるような兵器を持っている」ということは、憲法の趣旨とするところではない」（1959年3月19日、政府答弁：衆院内閣委員会、伊能繁次郎防衛庁長官）との立場を一貫してとってきました。

しかし、岸田政権は、国会審議もせず、敵基地攻撃能力を明記した「安保3文書」を閣議決定し、歴代政権の憲法解釈を覆しました。これは憲法と立憲主義、民主主義を破壊する暴挙です。

2. 「戦争する国家」への大転換

(1) 「専守防衛」の放棄、「軍事対軍事」の

悪循環

「国家安全保障戦略」では、中国を「深刻な懸念」、北朝鮮を「差し迫った脅威」、ロシアを「安全保障上の強い懸念」と名指し、その脅威に対して敵基地攻撃能力（反撃能力）を持つことで、「抑止力」を高めるとのべています。しかし、「抑止力」とは、他国に脅威を認識させることによってはじめて成り立つものです。「専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国にならない」と言いながら、脅威を与える大軍拡を進めることは、相手国の軍事的対応を加速させることとなります。その結果、日本を危険にさらす「軍事対軍事」の悪循環に陥ることとなります。

(2) 「安保法制」・集団的自衛権を発動するもとの敵基地攻撃

2015年9月、多くの国民の反対の声を無視して強行された「安保法制」（「平和安全法制」）では、日本が武力攻撃を受けていなくても、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険」（「存立危機事態」）の際に、武力行使ができる集団的自衛権を認めています。

「国家安全保障戦略」では、敵基地攻撃（反撃能力）は「安保法制」（「平和安全法制」）の「武力の行使の3要件の下で行われる自衛の

措置にもそのまま当てはまる」として、「今般保有することとする能力は、この考え方の下で上記3要件を満たす場合に行使し得るものである」と明記しています。つまり、日本が武力攻撃を受けていなくても、米軍と他国との戦争で日本の「存立危機事態」と認定すれば、相手国領域に対してトマホークなど長距離ミサイルを撃ち込むということになります。

岸田政権は、敵基地攻撃能力（反撃能力）の保有について「自分の国は自分で守る」ためのものと言っています。しかし、実際には、アメリカとの「安全保障協力の深化」の名のもと、アメリカが地球的規模で行う戦争に、日本の自衛隊が一緒になってたたかうことになるのです。

（3）世界第3位の軍事大国へ

第2次安倍政権発足以降、軍事費は10年連続で前年度比を上回り、8年連続で過去最大を更新しています。その結果、日本はすでに世界でも有数の軍事力を有する国となっています。

「防衛力整備計画」では、2023年度から2027年度までの5年間における防衛力整備の水準を、2019年の「中期防衛力整備計画」において定められた軍事費の約1.6倍にも上る43兆円としました。そのために、2027年度時点での予算水準がGDP比2%に達するよう所要の措置を講ずるとしています。軍事費がGDP比2%以上となれば、日本は、米国、中国に次ぐ世界第3位の軍事大国になります。

3. 軍事国家化による国民生活の破壊

「防衛力整備計画」で定められた軍事費43兆円に加え、今後5年間の計画期間中に新規契約する装備品購入費で28年度以降にローンで支払う額16兆5000億円を含めると、60

兆円にも膨れ上がります。

政府・自民党による大軍拡の財源論は、「復興特別所得税の半分を軍事費に回す」、「医療関係の積立金やコロナ対策費の『未使用分』を流用する」など、コロナ危機で苦しむ国民生活がさらに圧迫されることが大いに危惧されます。また、財源に国債を充てることも検討されていますが、すでに日本は国債発行残高が1000兆円を超える超赤字国家であり、さらなる負債を将来の世代に押し付けるものにほかなりません。

かつての日本は戦時国債を発行して軍事費に充て、悲惨な戦禍を招いたため、戦後は国債を防衛費に充てることは控えてきた歴史的教訓があります。歴代内閣が国債を防衛費に充ててこなかった意味においても重大な方針転換であり、大増税とくらしの予算削減を国民に押し付け、暮らしと経済を破壊するものです。加えて、「安保3文書」は、「10年後までに、より早期かつ遠方で我が国への侵攻を阻止・排除できるように防衛力を強化する」と、さらなる軍拡を進めることを明言しており、2027年で大軍拡が終わりではないことも示しています。

4. 地方自治を侵害、再び「戦争する国家」づくりに協力させられる自治体労働者

今回の「安保3文書」は、財政、予算のみならず、日本の技術、情報、公共インフラ整備などを含め、憲法が保障する国民の権利や生活に重大な影響を及ぼすものです。

「安保3文書」は、国民、地方公共団体、企業などへ協力を求め、既存の空港や港湾を使用するための措置を講ずることなど、「団体自治」「地方自治」を侵害する内容まで盛り込

まれています。自治体職員は、すでに「国民保護法」や「土地利用規制法」などで住民監視の役割を担わされています。各地の空港や港湾などの軍事利用が可能となれば、管理する自治体と働く自治体職員は「戦争する国家づくり」の一翼を担うこととなります。

かつて、自治体労働者は、多くの住民、多くの労働者を戦争に駆り出す仕事をさせられた痛苦の経験があります。「安保3文書」のもと再び自治体労働者が「戦争する国家」づくりに協力させられることとなります。

5. 「新しい戦前」にさせないために」と共感の声広がる

「国家安全保障戦略」には、「我が国と郷土を愛する心を誓う」と内心を侵害し、戦前の国民総動員体制を復活させようとしています。こうしたなか、昨年末、タレントのタモリさんが「来年は新しい戦前になるんじゃないでしょうか」と発言したことが話題になっています。また、俳優の吉永小百合さんは、東京新聞（1月1日付）のインタビューで、「怖いのは、昨年末、サッカーのW杯で日本中が沸き返っていた時期に、敵基地攻撃能力や防衛費増額という大変な問題を、みんなで考えるんじゃないかと、どんどん決めていこうとした動きです」と述べています。「戦争する国家」へ暴走する岸田内閣に対して、強い懸念や異議ありの声が高まり、「新しい戦前」にさせないために」と共感の声が広がっています。

6. 「安保3文書」改定の先にある明文改憲

現時点での「安保3文書」のもとでの集団的自衛権は、自国と密接な関係にある外国に対する武力行使があっても、「これにより我が

国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合」に限られている「フルスペックでない」限定的なものです。

しかし、今後、「安保3文書」に基づき、自衛隊が米中の軍事衝突に参入し、「より攻撃的な軍隊」へと変貌するなかで、制限のない「フルスペックの」集団的自衛権の行使の必要度が高まっていくことが危惧されます。そうなれば、9条の明文改憲への道を大きく開いていくこととなります。

7. 「戦争する国家づくり」、改憲ではなく、憲法9条を生かした平和外交を

すでに2012年頃から、日米間では台湾有事を想定した日米共同の軍事行動をとるために、平時から南西諸島へ陸自のミサイル部隊を配備と、自衛隊の部隊を機動展開する計画を進めています。現時点で、奄美大島、宮古島へ陸上自衛隊の対艦・対空ミサイル部隊・警備部隊が配備され、2023年3月までに石垣島へ同じ部隊が配備され、沖縄本島勝連分屯地へ対艦ミサイル部隊が配備されます。

自民党の有力政治家などは、「台湾有事は日本有事だ」と述べています。しかし、台湾有事が日本有事となるのは、米国が台湾を軍事支援して中国との戦争になる時です。国民に対して危機感をあおり、日本が米国と共同して中国と戦う防衛政策を持つことそのものが、「台湾有事、即日本有事」の事態を作り出すのです。

今、日本がとりくむべきは、大軍拡と戦争の準備、改憲などではなく、憲法9条を生かした平和外交です。ASEANの国々と手を携えて、東アジアを戦争の心配のない地域にするための外交戦略を進めることです。